

として、個人のプライバシーに配慮しつつ十分な調査を行う体制を整備すること、情報交換の活用を図ることなどが提言された。

**資産運用の効率化・弾力化** 資産運用の対象が拡大・弾力化されるとともに、社会問題となっていたサラ金向け融資については抑制することが指導された。また、為替リスクの大きい外国有価証券投資などは慎重に対応するよう業界自主申し合わせを行った。

## 第4節 対外経済政策

### 1 世界経済の動向

**先進国の状況** アメリカでは、1980年秋の大統領選挙で、「強いアメリカ」の復活を謳ったレーガンが、現職のカーター大統領を破り当選した。レーガン政権は、小さな政府の実現による市場メカニズムの回復を経済政策の基調として掲げた。そうした目標の達成のために、大規模な減税政策が実施され、規制緩和が推し進められた。

「レーガノミクス」（レーガン政権の経済政策）は、インフレの抑制では大きな成果を挙げ、消費者物価上昇率は1981年の10.4%から、1984年には4.3%に低下した。しかし、「強いアメリカ」の復活はままならず、アメリカ経済は財政赤字と国際収支赤字の「双子の赤字」を抱えて呻吟することとなった。一方で減税政策を実施しつつ、他方で軍事費支出を大幅に拡大したため、財政赤字は膨らんだ。また、1970年代を通じてアメリカ企業の競争力は弱まり、貿易赤字は80年代前半も拡大の一途を辿り、1985年には、アメリカは第1次大戦以後初めて債務国に転落した。

ヨーロッパでも、経済状態は悪化していた。EC12カ国の実質成長率は、1970年代後半には3%台であったが、80年代には1～2%を低迷した。失業率も、70年代半ばの3%台から、85年には10%にも跳ね上がった。消費者物価上

昇率は、70年代から引き続き10%を超える水準にあった。特にイギリスとフランスの経済困難は著しかった。イギリスでは、1979年5月に登場したサッチャー政権が、マネタリズムの政策を実施した。サッチャーの政策は、インフレ抑制には成功したが、イギリス製造業の活性化にはつながらず、失業の悪化、鋳工業生産・鋳工業部門の投資の減退は続いた。フランスは、サッチャー、レーガンとは対照的に、国有化、財政拡大の政策により経済の停滞を克服しようとしたが、インフレが昂進しただけで、景気回復にはつながらなかった。

こうしたなかで、第2次オイル・ショックを順調に乗り切り、1980年代前半に3～5%の成長を実現した日本は、先進国の中では特異な存在であった。この時期の重化学工業製品を中心とする輸出拡大も目覚しく、1984年の貿易黒字は442億ドルに達した。対外投資は、間接投資・直接投資ともに飛躍的な拡大を遂げ、1985年には日本の対外純資産額は1298億ドル、世界最大の債権国になった。

**サミットと先進国協調** 1980年のベネチア・サミットは、第2次オイル・ショックの最中であったため、オイル・ショックによって起きたインフレへの対処が「優先的課題」となった。宣言は、短期的な総需要管理政策と、中長期的な所得政策・供給政策との組み合わせにより、問題に対処する方針を示した。石油問題については、石油消費の節減と代替エネルギーの開発を通じて、エネルギー需要の石油への過度の依存の是正する（参加国のエネルギー需要に占める石油の割合を1990年までに40%にまでに下げる）という目標を設定した。また、アフガニスタン問題、テヘラン米大使館人質事件などに関する声明が出され、「経済サミット」から「政治サミット」へ踏み出した会合となった。

1981年のオタワ・サミットの中心的議題は、マクロ経済問題であった。小さな政府を掲げるアメリカと、政府主導による戦略部門への重点的投資を主張するフランスとが真っ向から対立した。アメリカの立場を支持する日本や英国も、米国金利の異常な高騰が各国の経済政策の制約要因になっているとして、アメリカに対して、その是正を求めた。また、このサミットでは初めて東西経済関

係が議題の1つになり、対ソ貿易規制の緩和を進める方向が打ち出された。

1982年のベルサイユ・サミットでは、西欧諸国やカナダが、アメリカの高金利を強く批判した。為替相場の不安定に対しては、「国際通貨面での約束に関する声明」が出され、為替相場について主要国相互間でサーベイランス（相互監視）を行い、G7の間で、為替市場の介入の効果について検討を始めることが表明された。

1983年のウィリアムズバーグ・サミットに先立ち、同年4月29日にワシントンでG7（7カ国蔵相・中央銀行総裁会議）が開催され、「介入スタディについての声明」が発表された。この声明は、市場の無秩序な状況発生を防止するためには、経済政策運営だけでは不十分であり、為替市場の安定を達成するための追加的手段が必要であると、介入政策の必要性を訴えた。他方で、為替市場への介入は現状では限られていると、介入政策の限界も併記していた。5月末に開催されたサミットでは、ミッテラン仏大統領が唱えるターゲット・ゾーン構想（主要通貨の変動を一定の範囲内に納める制度）について、消極的な意見が相次いだ。意見の集約が行われた結果、サミット後に発表されたウィリアムズバーグ宣言の付属文書には、各国の経済政策についてIMFが多角的サーベイランスを行うための検討作業開始について合意が成立したことが明記された。

1984年6月のロンドン・サミットの際に出された「ロンドン経済宣言」は、経済回復が定着しているとする認識に立ち、中長期的な視野に立った節度ある財政・金融政策の必要性を強調した。このサミットの主たる議題は、ガット新ラウンドの開始であった。西欧諸国は新ラウンドの早期開始には慎重な姿勢を見せたが、1985年新ラウンド準備開始を強く主張するわが国がイニシアティブを発揮し、準備開始時期の明示には至らなかったものの、必要性和早期の協議開始について合意が成り立った。

**累積債務問題** 1982年には、メキシコのデフォルトをきっかけに、途上国の累積債務危機は新たな段階に突入した。

これより前、1981年10月22～23日には、メキシコのカンクーンにおいて、

「開発への国際協力の将来と世界経済の再活性化」をテーマに南北サミットが開催され、先進8カ国、開発途上国14カ国、計22カ国が参加した。南北サミットは、マクナマラ世銀総裁の私的提案を受けて1977年11月に西独首相ブランドを委員長とする国際開発問題独立委員会が設立され、この委員会が1980年2月に報告書（「南と北－生存のための戦略」）で先進諸国と途上国の指導者による会議の開催を呼びかけたために実現したものであった。しかし、南北サミットの目的は、自由な意見交換を通じて経済協力・経済開発に関する共通認識を深めることにとどまり、具体的方策の検討には踏み込まない点で大きな限界を持っていた。また、南北サミットはこの1回だけで、以後は開催されなかった。

累積債務危機の兆候は1981年から東欧諸国に現れていたが、1982年のメキシコの対外債務危機は世界的に大きな影響を与えた。1982年8月23日、メキシコの対外債務支払が困難に陥り、同国はIMFに緊急融資を申し入れるとともに、債権者銀行団に公的債務の支払期限延長を要請した。メキシコのデフォルトは、1970年代末の景気過熱による国際収支悪化が原因であった。メキシコの債務危機は、ただちにアルゼンチン、ブラジルに波及した。

第1次オイル・ショックの際よりも、1982年の方が累積債務危機がより深刻であった理由は、第1次オイル・ショックの際には、先進国の拡張的経済政策が途上国の輸出を増大させ、途上国の対外債務の累積的拡大を防いだのに対し、第2次オイル・ショックの際には、先進諸国のインフレ抑制策の影響を受けて、非産油途上国の輸出は停滞したことにあった。また、1980年代に途上国が、外国の民間金融機関の短期融資に依存していたことも、デフォルトの危険性を大きくした。

累積債務危機に対して、累積債務国に対する最大の貸し手でもあったアメリカは、政府が中心となってその対策に乗り出した。アメリカが主導した組織的緊急支援プログラムにおいては、IMFは自己のファシリティを提供すると同時に、民間金融機関のリスケジュールと新規融資を促す役割を担うこととされた。以後、IMFは救済機関化の色彩を強めて行くことになる。

わが国では、1983年6月末現在、民間銀行がいわゆる「問題国」（約30カ国）

に約300億ドルを融資しており、そのうちメキシコ、ブラジル、アルゼンチン3カ国の合計は215億ドルであった。日本政府は、IMFやBISが行う緊急支援に協力する一方で、あくまでも債務国自身が厳しい自己努力により経済調整を進めることが基本だという認識を示した。

累積債務危機をきっかけに、わが国のカントリー・リスク対策も強化された。昭和58年3月には官民合同の国際金融情報センターが設立され、カントリー・リスク情報の収集に当たることとなった。また、58年3月に、債権繰延べ国の債務について一定比率の引当金を積み立てる、特定海外債権引当勘定が創設された。

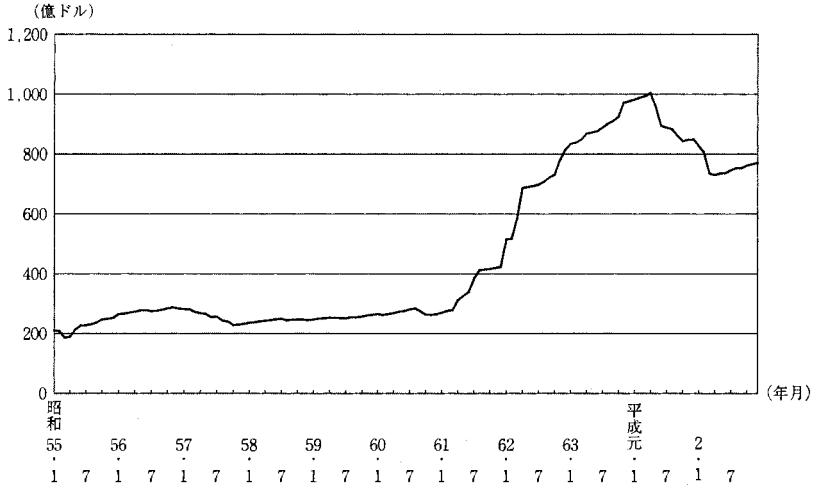
## 2 貿易摩擦と日米円ドル委員会

**国際収支の動向** 第2次オイル・ショックによる経常収支の赤字は、昭和55年も続いたが、56年には47億ドルの黒字に転じた（巻末統計15）。その後、黒字幅は急拡大し、59年には350億ドルに膨らんだ。経常黒字の主たる原因は、貿易黒字の拡大にあった。55年に21億ドルにすぎなかった貿易黒字は、瞬く間に増加し、59年には442億ドルに達した。

対米貿易の黒字は特に大きかった。対米輸出は、昭和55年には輸出総額の24.2%を占めていたが、59年には35.2%に拡大した。対米貿易差額は、55年の69億5900万ドルから59年には330億7400万ドルに激増した。輸出増は、自動車、二輪自動車、半導体電子製品、テープレコーダー、AV機器、事務用機器などの機械機器の輸出が伸びたためであった。こうした対米貿易黒字の急増は、激しい日米経済摩擦を引き起こすこととなった。

資本収支では、昭和55年には16年ぶりに長期資本収支は流入超過となったが、これは一時的な現象であった。56年以降は資本流出に転じ、その幅も年々急速な拡大を遂げ、59年度には496億もの流出超過となった。この時期の対外投資増加をリードしたのは証券投資であった。証券投資は、昭和55年に37億5300万ドルであったのが、59年には307億9500万ドルへと約8倍に増加した。日米金利差が大きかったので、機関投資家等が対米債券投資を活発に行ったためであ

図2-4-1 外貨準備高の推移（昭和55～平成2年）



出所：『大蔵省国際金融局年報』昭和59、平成3年版より作成。

る。これとは対照的に、直接投資は、昭和55年の23億8500万ドルから、59年の59億6500万ドルへと、約2.5倍の伸びを示したにとどまった。

**外貨準備の漸増** 外貨準備の変動は、ドル高の影響を受けて、昭和55年から61年にかけては、全体としてなだらかであった（図2-4-1）。外貨準備は、昭和55年初めに、一時的な若干の減少が起きた後、56年11月まで漸増し、287億ドルになった。57年には年間約100億ドルのドル売りの平衡介入が行われ、11月末には229億ドルまで減少した。その後は、漸増に転じたが、増加幅は小さく、59年末には263億ドルであった。

**対外資産の増大** 対外純資産は、オイル・ショックの影響で、昭和55年には、前年に引き続き減少したが、その後は急拡大を遂げた。対外資産残高は、昭和54年末の1353億ドルから59年末には3412億ドルへと2.5倍に増大した。他方、対外負債も、昭和54年末の1065億ドルから、59年末には2668億ドルへと、2.5倍に拡大した。純資産は、58年に、過去最高であった53年水準を突破し、59年

には743億ドルに達した（巻末統計16）。

対外資産の増加は、主として証券投資を中心とした民間部門の資産増加によるものであった。対外負債の面でも、非居住者の株式取得の増加や、本邦企業の社債発行の活発化による証券投資の増大が目立った。

純資産は、昭和54年末の287億ドルから、56年末の109億ドルまで急減し、その後、急速に回復して59年末には743億ドルを記録した。

**為替レートの動向** 米ドル防衛策と第2次オイル・ショックにより下落に転じた円は、昭和55年2月末にニューヨーク市場で1ドル251円の安値をつけた。政府は3月に、日米協調介入と資本流入策からなる円相場安定策を発表し、主要国の協調下に円対策が講じられた結果、6月以降、円高に転じて、年末には203円まで高騰した（図1-4-2）。

しかし、昭和56年に入ると、2月以降、円は弱含みとなり、8月には247円台まで円安が進んだ。11月から円は回復基調となり、57年1月初めには217円台まで上昇した。しかし、その後は、一時的に円高の局面はあったものの、円安基調が進み、11月上旬には278円台まで下落した。

昭和58年は、230円40銭でスタートし、232円00銭でクローズしたが、年中の変動幅は20円60銭と小幅に止まった。昭和59年は、3月に222円まで円高が進んだが、その後は米国の景気回復を背景にドルが上昇し、年末には251円となった。

**第1次市場開放対策** 昭和55年半ば頃から、日米貿易摩擦が再燃した。特に自動車に関しては、昭和55年末から56年初めにかけて、米議会において自動車輸入規制立法化の動きが高まり、56年5月には、56年度168万台を上限とする対米輸出自主規制が決定した。56年10月には、ボルドリッジ米商務長官が来日し、製品輸入拡大を要請した。同年12月に発表された第3次ジョーンズ報告においては、農産物（牛肉・柑橘類）、肥料、皮革、タバコ、サービスなどの分野で、日本の市場開放を迫る必要があることが強調された。

ECの対日批判も強まり、昭和56年2月、EC外相理事会は対日通商問題について8項目にわたる声明を発表し、乗用車、カラーテレビ、工作機械を対象とする対日輸入監視制度を設けた。同年9月には、EC委員会代表が来日し、14項目の対日輸入拡大要求を提示した。

政府は昭和55年9月5日の経済対策閣僚会議で、「経済の現状と経済運営の基本方針」を決定し、国際収支の改善を漸進的に進める方針を明らかにしたが、56年になると、より具体的な政策を示す必要に迫られた。56年10月には、稲山ミッション（団長 稲山嘉寛経団連会長）をヨーロッパに派遣し、各国から意見を聴取した。昭和56年11月に発足した鈴木内閣は、対外経済摩擦の回避を重点政策の1つに掲げ、同年12月16日に、経済対策閣僚会議において「対外経済対策」を決定した（第1次市場開放対策）。「対外経済対策」は、①5億ドルを限度とする外貨貸付制度の実施、②ニッケル、クロムなどの希少金属の民間備蓄を促進するための利子補給の実施、③輸入検査手続きの改善や関税率引下げの前倒し実施などが柱であった。57年1月には、内閣官房副長官を本部長とする市場開放問題苦情処理推進本部（OTO）が設置された。

**第2次市場開放対策** 日本に対する市場開放圧力は、昭和57年に入ってから、ますます激しさを増した。2～3月には、江崎ミッション（団長 江崎真澄自民党国際経済特別調査会会長）が米欧に派遣され、日本に対する誤解を解くための努力がなされたが、日本の市場の閉鎖性に対する欧米の批判には極めて厳しいものがあつた。

昭和57年5月28日、経済対策閣僚会議は「市場開放対策」を発表した（第2次市場開放対策）。「市場開放対策」は、①輸入検査手続きの改善、②関税率の引下げ、③輸入制限の緩和、④輸入の拡大（タバコ等）、⑤流通機構、ビジネス慣行の改善、⑥サービス貿易の自由化等（銀行・保険・証券、データ通信、弁護士業）、⑦先端技術（協力の推進）などであった。これに対して欧米は、開放措置の早期完全実施を強く求めてきた。



**第3次市場開放対策とその後** 昭和58年1月13日、経済対策閣僚会議は、一層の市場開放を進めるため、「対外経済対策」を決定した（第3次市場開放対策）。その内容は、①86品目の関税率引下げ、②トマトジュースなど農産物6品目の輸入拡大、③OTO 諮問会議の開催、基準・認証制度の改善、輸入検査手続きの改善、④外国産タバコ店拡大の1年繰上げ、同流通制度の改善、⑤集中豪雨的輸出の回避、産業協力の積極的推進、電電公社政府調達推進の5項目であった。

市場開放対策を次々と打ち出したにもかかわらず、経済摩擦は収まる気配がなかったため、政府は昭和58年7月から新たな対外経済対策を検討し始めた。新対外経済対策は9月20日頃までに策定する予定であったが、結局、総合経済対策として纏めることとなり、10月21日に「総合経済対策」が決定した。「総合経済対策」は、①内需拡大による景気振興、②市場開放、③輸入促進、④資本流入の促進、⑤円による国際取引の促進及び金融・資本市場等の環境整備、⑥国際協力の推進の6項目からなっていたが、④、⑤の金融・資本市場問題が前面に掲げられたことが新たな特徴であった。④では、政保債の米国市場での発行、外貨国債発行の法制整備が、⑤では、先物為替取引における実需原則の見直し、円建貿易関係銀行引受手形の創設、資本交流の円滑化、金融分野における外国企業の進出促進が盛り込まれた。

さらに昭和59年4月27日にも、「対外経済対策」が発表された。その内容は、①市場の開放及び輸入の促進（関税率の引下げ・撤廃、牛肉・オレンジ等の輸入制限の緩和、製造タバコの輸入自由化及び流通の改善等）、②先端技術分野における市場開放等（通信衛星の購入、電気通信事業への自由な参入等）、③金融・資本市場の自由化及び円の国際化の促進、④投資交流の促進、⑤エネルギー、⑥外国弁護士の国内活動の6項目であった。

**昭和58年秋のレーガン訪日と日米円ドル委員会設置** 昭和58年秋に日米円ドル委員会が設置されたことにより、金融・資本市場の自由化・国際化は一挙に進展することとなった。

アメリカ産業界は、増大する日米貿易の不均衡に苛立っており、是正策を模索していた。円安・ドル高の原因を、日本の金融・資本市場の閉鎖性に求めたのが、「円ドル為替レートの非整合性」と題する報告書、いわゆるモルガン・ペーパーであった。この報告書は、米キャピラー社の社長リー・モルガンがスタンフォード大学のエズラ・ソロモンらに作成させ、9月に米国内の関係者に配布されたものであり、日本の金融・資本市場が開放されれば、円資産の魅力が増し円高になると主張し、具体的な措置を示した。米政府関係者がこの報告書に注目したことがきっかけとなり、昭和58年10月初めに米政府は、日本に対して金融・資本市場の自由化を要求することを決めた。

リーガン財務長官は、昭和58年10月13日付の竹下登蔵相宛の書簡において、11月に予定されているレーガン大統領訪日の際に、資本市場の自由化を迅速に推進するという趣旨の声明を日本政府が出し、同時に、具体的な措置も発表することを求めた。10月10日にはホノルルで、大場智満財務官とマクナム財務副長官との秘密会談も行われた。レーガン来日に先立って、10月21日経済対策閣僚会議決定の「総合経済対策」は、内需拡大、市場開放、輸入促進、資本流入促進、国際協力等の推進と並んで、「円による国際取引の促進および金融資本市場等の環境整備」の項目を設け、実需原則の見直し、円建 BA 市場の検討、指定会社制度の廃止等を掲げた。

中曽根＝レーガン会談後の11月10日に発表された総理大臣声明では、為替レート問題と投資に関して協議の場を設けることで日米の合意が成立したことが明らかにされた。また同日の竹下＝レーガン共同新聞発表は、日本側の対応措置と日米円ドル委員会の設置について述べた。

声明に示された日本側の対応措置は、以下の8項目であった。

- ① 先物為替取引における実需原則の撤廃（昭和59年4月1日から実施）。
- ② 指定会社制度（特定の会社について、非居住者による株式取得を制限した制度）を廃止するための法案を、次期国会に提出する（昭和59年7月1日廃止）。
- ③ 外貨公債の海外市場での発行の途を開くための法案を、次期国会に提出

する。

- ④ 円建 BA 市場の創設について鋭意検討する（昭和60年6月1日開設）。
- ⑤ CDの発行単位を、昭和59年1月1日から、現行の5億円から3億円に引き下げるよう努める。
- ⑥ 銀行1行あたりCDの発行限度枠を、昭和59年4月1日から、さらに拡大するよう努める（昭和59年4月1日、自己資本の75%→100%へ拡大）。
- ⑦ 居住者によるユーロ円債の発行についてのガイドラインを、昭和59年4月1日からさらに拡大する。
- ⑧ 非居住者が保有するユーロ円債の利子所得に対する源泉課税問題を検討する（昭和60年4月から撤廃）。

**円ドル委員会作業部会** 大蔵省は、「積極的」・「自主的」・「段階的」に金融資本市場の自由化・円の国際化を進めるという基本的スタンスを決定し、新たに設けられる日米円ドル委員会に臨むことになった。

作業部会は、日本の大蔵省と米国の財務省のみで構成され、大場財務官とスプリンケル財務次官が共同議長となった。昭和59年2月から5月にかけて6回の作業部会が開催され、58年11月の共同新聞発表に挙げられた項目以外にも含む広範な問題について、討議・検討が行われた。アメリカ側の追加要請項目は、①ユーロ円市場の創設、②米国金融機関の日本市場への参入、③金融・資本市場の自由化、④対日直接投資の4点にわたっていた。

当初日本側は、ユーロ円市場の拡大に関しては、マネーサプライの管理が困難となる、銀行業務の健全性が損なわれる等の理由から難色を示し、東京市場の国際化が第一であり、ユーロ円市場の育成は補完的な問題だとする見解を示した。しかし、アメリカ側は納得せず、第3回作業部会（昭和59年4月16～17日）において、日本側はユーロ円市場の拡大に踏み切る意向を明らかにした。金融・資本市場の自由化については、日本側の姿勢が慎重すぎるとリーガン財務長官が机を叩いて苛立ちを示す場面もあったが、より迅速にという中曽根首相からの指示もあり、最終的には日本側は大幅な自由化に同意した。

大蔵省は、第3回作業部会で最終決着を図る予定であったが、いくつかの問題においてなお日米間の隔たりがあったので、最終調整のために4月25日にアムステルダムにおいて大場＝マルフォード会談が実施された。報告書の起草は、5月中に行われた第4～6回の作業部会で行われ、5月29日に大蔵大臣、米財務長官に報告書が提出された。

「日米円ドル委員会報告書」「日米円ドル委員会報告書」は、昭和59年5月30日に公表された。大蔵省は、同時に「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」を発表した。また、5月28日に竹下蔵相は外国為替等審議会に対し、「円の国際化について」の諮問を行った。

「日米円ドル委員会報告書」の趣旨は、同報告書の結論部分において、以下のように述べられている。

「日米双方とも、日本の金融・資本市場の自由化、円の国際化及び外国金融機関の日本の金融・資本市場への参入等の改善を図る合意措置とそのフォロー・アップは、円がその潜在的な強さや貿易・金融大国としての日本の重要性をより十分に反映するのに役立つとともに、日本及び世界の金融・資本市場の効率性を著しく改善することになろうとの期待を表明した。」

報告書は6章からなるが、重点は「第5章 アメリカ側の関心事項」にあった。アメリカ側の関心事項は、A金融・資本市場の自由化、B外国金融機関による日本の金融・資本市場への参入等、Cユーロ円投資・銀行市場への発展、D直接投資の4つに区分される。

「A金融・資本市場の自由化」に関して、アメリカ側は、利子への源泉徴収税の撤廃、定期預金利子の自由化、TB市場類似の短期金融市場創設、CD発行条件の緩和、円建BA市場の創設、円転規制の撤廃、円建対外貸付の自由化、先物外国為替取引における実需原則の撤廃、居住者海外口座・直接取引の自由化などを求めた。日本側は、利子の源泉徴収税撤廃要求については、日本の税体系の基本原則を害するとして拒否し、居住者海外口座・直接取引の自由化については、銀行・証券業に免許制をとっていること、対外直接投資規制の

抜け穴になることから認められないとした。それ以外の大部分は、タイム・スケジュールを含めてアメリカ側の要望をほぼ全面的に受け入れた。

「B外国金融機関による日本の金融・資本市場への参入等」については、東京証券取引所会員権の取得、信託業務への参入、金融機関の活動に係る規則や政策を実施する上での透明性の確保の要求がアメリカ側から出された。日本側は、東京証券取引所は会員組織であり、政府が直接対処できないという事情を説明し、外国銀行の信託業務参入については、これを認めることとした。

「Cユーロ円投資・銀行市場への発展」については、アメリカ側は、「完全に自由なユーロ円市場の確立こそ、円の国際化進展のためのかなめであり、従って、円の国際化には、ユーロ円市場から着手すべきである」との観点から、ユーロ円債市場の拡大、外国の証券引受業者のユーロ円債市場への自由な参加、非居住者が取得する居住者発行のユーロ円債に係る利子取得に対する源泉課税の免除、ユーロ円CD市場の創設、ユーロ円シンジケート・ローンの認可を求めた。日本側は、このいずれについても実施を受け入れた。

「D直接投資」については、「直接投資の自由な国際交流を妨げるような障壁、障害、政策を除去する」ために、指定会社制度の廃止、海外投資家に対する内国民待遇の供与をアメリカ側が提案し、日本側はこれを了承した。

**フォロー・アップ会合** 日米円ドル委員会は、報告書の発表をもって終了し、合意事項は順次、実施に移された。実施に際して、昭和60年3月に外国為替等審議会答申「円の国際化について」が、同年7月30日には「市場アクセス改善のためのアクション・プログラム」が公表された。

さらに、昭和63年4月まで6次にわたり、日米フォロー・アップ会合が持たれ、日米円ドル委員会報告書に盛り込まれた事項の工程管理と日米間の意見管理を行った。平成元年には、フォロー・アップ会合を引継いで、「日米金融市場ワーキング・グループ」が設置され、両国間で金融自由化等の問題が話し合われることとなった。

その他、昭和59年から61年にかけて、日米間以外にも、イギリス、西ドイツ、

フランス、イタリア、カナダ、EC委員会との間に金融協議の場が設けられた。

### 3 対外金融取引の自由化と対外金融業務

**円転規制・実需原則の廃止** 為銀が、海外から短期資金（ユーロダラー等）を導入し、国内資金の不足を補うことは、円転規制（昭和43年2月導入、45年2月強化）により厳しく制限されてきた。この規制は、52年6月に円転規制が直物持高規制と名称が変更されて以降、緩和に向かい、日米円ドル委員会を機に、昭和59年6月1日から、直物持高規制が撤廃された。直物持高規制の廃止は、短期資金の裁定取引の全面的な解禁を意味し、邦銀は海外短期資金調達という有力な資金調達手段を獲得することとなった。

また、昭和59年4月には、先物為替取引の実需原則が撤廃された。為替先物の実需原則とは、為銀が顧客（居住者）との間で行う先物外国為替取引は、貿易等の実体取引に基づく需要に裏付けられていなくてはならないという規則である。実需に基づかない投機的為替取引が為替相場の安定性を損ねないようにとの趣旨で設けられた規定である。しかし、実需原則が存在すると、企業等が機動的に為替リスクヘッジを行うことが妨げられるという強い批判があった。このため大蔵省は、昭和58年10月に総合経済対策において、実需原則の見直しを謳い、11月の竹下＝リーガン共同新聞発表で、59年4月1日から実需原則を撤廃することを表明した。

**ユーロ円取引の自由化** ユーロ円市場について、大蔵省は従来、東京市場を国際市場として発展させることが先決であるとの見解に立っていたので、人為的に拡大することには消極的であった。そのため、ユーロ円債の発行等に関する当局の姿勢は抑制的であった。しかし、国際的な金融取引の急速な拡大により、ユーロ円市場開放への期待が高まっていた。日米円ドル委員会を契機に、ユーロ円取引の自由化は急速に進展し始めた。

ユーロ円取引の自由化では、ユーロ円貸付が先行した。大蔵省は、昭和56年2月から、ユーロ円貸付（為銀海外支店が受け入れた円預金の貸出）を短期の

貿易金融に限って認めることとしたが、58年6月以降は、使途制限が撤廃され、非居住者が為銀海外支店からユーロ円を借り入れ、日本の証券に投資することも可能となった（この措置は、59年6月以降、居住者にも適用された）。

ユーロ円債発行の許可は、国際機関等の非居住者に限定され、居住者による発行は原則として認められていなかった<sup>1)</sup>。竹下＝リーガン共同新聞発表（昭和58年11月）をふまえて、昭和59年4月から居住者ユーロ円債のガイドラインが緩和され、日本企業が発行することが可能となった。非居住者ユーロ円債に関しては、昭和59年12月から発行主体が民間企業にも拡大され、適債基準も緩和され、数量制限（件数・金額の制限）も撤廃された。

ユーロ円CDは、昭和59年12月から、短期物（期間6カ月以内）に限り、外国及び本邦銀行が発行することが認められた。

**外国銀行・証券会社の参入問題** 外国金融機関の参入は、銀行業、証券業、保険業においては従来から認められてきたが、信託業への参入は認められていなかった。昭和58年6月に、野村證券がアメリカのモルガン・ギャランティ・トラストと提携して信託会社を設立する構想を発表したのをきっかけに、信託業への参入問題が浮上した。日米円ドル委員会でも、アメリカ側は信託業参入問題を取り上げ、日本政府は昭和59年に信託業への参入を認める方針を示した。

もう1つの大きな問題は、昭和56年から大きな注目を浴びようになった外国証券会社の東京証券取引所会員権の取得問題であった。東京証券取引所は、昭和57年4月に定款を変更して、外国人、外国法人も加入できるようにしたが、会員枠が既に埋まっていたために、実際には会員に加わることができなかった。アメリカが、昭和59年4月に日米円ドル委員会で開放要請を行ったのに対して、東京証券取引所は会員枠を増やして、60年11月に外国証券会社6社の会員加入を認めた。

**為銀の対外融資業務** 為銀の対外融資は、昭和50年代後半には外貨建の対外貸付（本邦為銀が非居住者に対して行う貸付、現地貸付ともいう）を中心に急

表2-4-1 対外貸付とユーロ円貸付残高の推移

年末	対外貸付金		ユーロ円貸付金			
	外貨建	円貸建			対非居住者	対居住者
	億ドル	億ドル	億ドル	10億円	10億円	10億円
昭47	72	0	—	—	—	—
48	133	0	—	—	—	—
49	166	1	—	—	—	—
50	178	2	—	—	—	—
51	174	3	—	—	—	—
52	183	8	—	—	—	—
53	300	47	—	—	—	—
54	436	79	—	—	—	—
55	549	91	—	—	—	—
56	743	136	7	162	162	0
57	925	155	7	174	174	0
58	1,026	198	8	192	192	0
59	1,230	290	22	552	468	84
60	1,344	352	76	1,532	1,399	133
61	1,691	572	216	3,457	2,385	1,072
62	2,182	804	686	8,433	3,253	5,180
63	2,755	997	859	10,809	3,321	7,488
平成	3,373	1,083	1,198	17,184	3,946	13,238
2	3,928	938	1,933	25,985	3,121	22,864

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第398号、『大蔵省国際金融局年報』各年版より作成。

注：昭和47～54年の円貸建外貨貸付金および全期間のユーロ円貸付金のドル表示額は、円ドル相場の年末値で換算した。

速な増大が見られた（表2-4-1）。

第2次オイル・ショックの際に一時禁止されていた外貨建中長期対外貸付は、昭和55年4月に再開された。また、円建シンジケート・ローンも、同年10月に再開された。大蔵省は為銀が行う対外貸付の融資総枠を規制してきたが、自由化の一環として、58年9月に総枠制限を撤廃した。ユーロ円貸付は、昭和58年6月に短期貸付が自由化され、60年4月には中長期貸付も自由化された。ユーロ円貸付は、昭和60年代に入ってから急速に伸びたが、内容は居住者向けが主であり、非居住者向け融資は依然として外貨による対外貸付が中心であった。

海外支店・現地法人等の邦銀の海外拠点の増加数は、昭和50年代後半には、50年代前半をはるかに凌駕した。邦銀の業務全体に占める海外支店業務の比重



も飛躍的に伸び、昭和42年9月に預金で7.4%、貸出で3.7%にすぎなかったのが、57年3月には預金で19.6%、貸出で10.3%に急増した。

為銀の対外融資の増大に伴うリスクは、1982年8月のメキシコ債務危機により表面化した（本邦民間金融機関の中南米向け中長期貸付は1983年に239億ドルであった）。融資活動のリスク回避策の必要性が認識され、昭和57年12月以降、カントリー・リスクに対する把握の強化（カントリー・リスクに対する専門機関として、昭和58年3月に、民間金融機関が中心となって国際金融情報センターが組織された）、邦銀の海外における中長期資金調達の手段の多様化、特定海外債権引当勘定の創設<sup>2)</sup>などの措置がとられた。

**インパクト・ローンと外貨預金** 本邦に所在の銀行による居住者に対する外貨貸付をインパクト・ローンと呼ぶ。昭和53年までは、インパクト・ローンは外銀にのみ認められ、邦銀は行うことができなかった。また、短期インパクト・ローンは、昭和54年6月に解禁されるまでは、邦銀にも外銀にも認められていなかった。資金の用途も、昭和53年4月に制限が緩和されるまでは、設備資金に限定されていた。このように、昭和52年以前には、インパクト・ローンは外国銀行本邦支店がわが国の企業に対して行う外貨建ての長期設備資金貸付と同義であった。

昭和53年以降、インパクト・ローンの規制の緩和が進み、55年3月までに規制は撤廃された。その結果、証券会社、商社、メーカーなどが、金利裁定により大口の資金を導入することが容易になり、56年以降、短期インパクト・ローンを中心に、インパクト・ローンの著しい伸びが見られた。短期インパクト・ローンの貸付残高は昭和54年度末の7億ドルからスタートし、昭和63年12月末には2210億ドルに達した。長期インパクト・ローンの残高は、昭和54年度末の73億ドルから、63年12月末には418億ドルに増加した（表2-4-2）。また、平成元年までには、邦銀がインパクト・ローンの8割以上を取り扱うようになり、かつての外銀の独壇場といった状況は一変した。

居住者外貨預金は、昭和47年5月に解禁されていたが、55年の外為法改正に

表2-4-2 インパクト・ローンの推移

(単位：億ドル)

年度 (暦年)	実行額 (年度中、暦年中)						残高 (年度末、年末)			
	短期			中長期			合計	短期	中長期	合計
	邦銀	外銀	計	邦銀	外銀	計				
昭和47	-	-	-	-	5	5	5	-	22	22
48	-	-	-	0	5	6	6	-	22	22
49	-	-	-	3	19	22	22	-	40	40
50	-	-	-	-	22	22	22	-	57	57
51	-	-	-	-	17	17	17	-	68	68
52	-	-	-	-	14	14	14	-	69	69
53	-	-	-	-	16	16	16	-	68	68
54	8	2	9	1	22	23	32	7	73	80
55	72	8	79	21	21	42	121	52	79	131
56	542	290	831	16	15	30	862	143	72	215
57	961	1,056	2,017	23	22	45	2,062	191	87	277
58	1,790	160	1,950	28	15	43	1,993	320	86	405
59	2,444	1,609	4,053	36	11	47	4,100	384	86	470
60	3,005	2,024	5,029	63	10	74	5,102	429	103	533
61	5,284	2,088	7,372	141	14	155	7,527	996	198	1,194
62	9,617	1,982	11,599	232	19	251	11,849	1,808	332	2,140
63	14,717	2,250	16,967	234	24	258	17,225	2,210	418	2,628
平成元	13,611	2,032	15,643	205	46	251	15,894	2,500	641	3,140
2	20,764	1,923	22,687	766	39	805	23,493	2,692	1,118	3,810

出所：財務省財務総合政策研究所財政室編『昭和財政史-昭和49～63年度』第7巻（東洋経済新報社、平成16年）、大蔵省国際金融局総務課長編『図説国際金融』各年版（財経詳報社）、『大蔵省国際金融年報』平成3年版より作成。

- 注：1. 実行額は、昭和58年までは年度中、昭和59年以降は、1～12月間の累計値。  
 2. 残高は、昭和58年までは年度末値、昭和59年以降は、12月末値。  
 3. 各係数の単位未満は四捨五入してあるため合計と合致しない場合がある。

より大幅に自由化され、以後拡大した。残高は、昭和54年末に167億ドル、平成2年末に416億ドルになった。為銀は、オフショア勘定での資金調達手段として、また、インパクト・ローンの原資として積極的に外貨預金を獲得した。

**外債発行及び銀行・証券の分野調整** 民間の外債発行は、昭和55年に一時的に減少したものの、その後は伸びを回復した（図1-4-4）。わが国企業の資本市場を通じた資金調達に占める外債の比重は急拡大し、昭和58年には前年の26.8%から46.2%に達した。また、昭和58～60年にかけては、海外における起

債が国内を上回る状態が生じた。商法改正により昭和57年以降、新株引受権付社債（ワラント債）の発行が認められるようになったのに伴い、外債でもワラント債の発行が始まった。

ユーロ・ボンド市場において有力証券会社が業務を拡大し、準大手証券が盛んに海外進出を行うなど、証券会社の海外業務は活発化した。他方、銀行は、国内の「銀証分離」政策の存在が、このような規制のないユーロ市場で証券業務を展開する際の障害になると感じていた。そこで、大蔵省銀行局、証券局、国際金融局の三者の間で、海外の金融・証券分野の調整が行われた。

銀行の海外証券業務への参入は、公募外債の引受主幹事を銀行にも認めるかどうかが焦点であった。海外における証券業務については、公募外債の引受けに際しては証券会社を上席幹事とするという、昭和50年8月に設けられたルール（行政指導）が存在した（いわゆる「三局指導」）。昭和55年10月に、邦銀の現地法人として初めて日本興業銀行のロンドン現地法人（IBJ インターナショナル）が、外債の発行主幹事となることを認められたことを端緒として、この原則は次第に崩れていった。

証券会社の銀行業務への参入については、大蔵省は昭和48年以降、証券会社のヨーロッパ現地法人が居住者から預金を受け入れることを禁止していたが、昭和55年からは、現地法人の銀行業務を認めた。

#### 〔注〕

- 1) 昭和55年に、オイルマネーの導入を図る目的で、中東市場における私募債発行に限って、居住者ユーロ円債の発行が認められていた。
- 2) 昭和58年3月期から有力都市銀行と長期信用銀行は、回収不能の虞のある債権の一部を償却し、債権繰延べ国の債務について一定比率の引当金を積み立てることとなった。

#### 4 経済協力の推進

日本は、昭和55年12月の国連総会において、ODA の対 GNP 比0.7%の達成

目標を受け入れつつ、60年までの目標達成は留保すると言明した。

昭和55年の ODA 実績は初めて30億ドルを超え、昭和53年に決定され ODA 3 カ年倍増計画（第1次中期目標）は、目標を16%も上回って達成された。56年1月23日、政府は第2次中期目標（「政府開発援助の中期目標」）を閣議決定し、昭和50年代後半5カ年間（昭和56～60年）の ODA 実績を、前半5カ年間の実績総額（106.8億ドル）の2倍以上に拡大することを新たな目標とした。しかし、その後は円安の進行、財政逼迫などの事情もあり、ODA は計画通りには伸びず、第2次中期目標の実績は181億ドル、達成率84.7%に終わった。

昭和56年9月に、関係各省庁間で経済協力の方針に関する意見統一が行われた（「我が国の経済協力の基本方針」）。安全保障がらみの援助は行わないこと、ODA は所得水準の低い国を中心に供与すること、年次ベースで具体的なプロジェクトの積み上げにより実施することなどが申し合わされた。

## 5 東京ラウンドの実施と市場開放の推進

**東京ラウンドの実施** 昭和54年12月に東京ラウンドが最終的に妥結し、わが国が関税引下げ譲許を行った品目について、55年4月1日より8年間で均等引下げが行われることとなった。

しかし、わが国は、既に47年度に一律2割カット、53年に「前倒し引下げ」を実施していたので、既に現行実効税率が基準税率を下回っている品目がかなりあった。そのために、東京ラウンドの合意にしたがって段階的引下げを行ったとしても、最初の数年間は、実際の引下げ効果は望めなかった。そこで、アメリカや EC は、初年度から実効税率が下がるような措置を求めてきた。わが国は、こうした要請に応えるために、54年5月に東京ラウンド関税引下げの早期実施を自主的に行うことを公表し、6月の牛場＝ストラウス共同発表でこれを確認した。早期実施措置の対象となった品目は1893、オファー品目全体の約72%に上った。

**貿易摩擦と市場開放** 第2次オイル・ショックによる打撃からの回復が比較

的スムーズで、昭和56年度には貿易収支が大幅な黒字に転じ、先進諸国の対日貿易不均衡が拡大すると、関税・非関税の障壁の軽減・撤廃、市場アクセスの改善を求める先進諸国の声が強まった。ECとの間では食品類（種類及び菓子類）が、アメリカとの間では、自動車、タバコ、半導体などが焦点となった。政府は、わが国市場の一層の開放を行い、貿易の拡大均衡を通じて調和ある対外経済関係の形成を目指すという基本姿勢のもとに貿易摩擦問題の解決に取り組んだ。

昭和56年12月16日に経済対策閣僚会議で決定された「対外経済対策」においては、市場開放対策として、輸入検査手続きの改善、輸入制限の緩和、関税率の引下げが掲げられた。輸入検査手続きの改善を図るために、内閣官房副長官を本部長とする市場開放問題苦情処理推進本部（OTO）が設置された。関税引下げ措置としては、東京ラウンドに基づく関税引下げ措置の一律2年分繰上げ措置の実施を公表し、昭和57年度において実施された。この措置の対象品目は1653品目（農産物114、鉱工業品1539）に上った。

ヴェルサイユ・サミットを控えた昭和57年5月28日、対外経済閣僚会議は市場開放対策第2弾を発表した。これに基づいて、昭和58年度において、米国、EC等から関税引下げ要求のあった215品目の関税引下げを実施した。昭和58年1月には「新市場開放対策」が発表され、関税面では、チョコレート、ビスケット等83品目の関税引下げが行われることとなった。

昭和58年の経常収支黒字は208億ドルにも上り、対外摩擦回避のためには、一層の黒字減らし、輸入拡大を進めることが必要となった。昭和58年10月の「総合経済対策」には、鉱工業製品関税の東京ラウンド合意の繰上げ措置が盛り込まれた。実施措置は、3年繰上げも視野に入れていたが、実際には、他の先進国に繰上げ実施を行う国がなかったために、1年分にとどめることとなった。対象品目は1280品目であった。

**特定品目の関税措置** 昭和56年度には、自動車部品と製造タバコの関税率が改正された。日米間の自動車を巡る貿易摩擦が強まるなかで、昭和55年5月、

日本政府は、自動車部品の輸入を促進するため、昭和56年度に、自動車部品の関税率を原則として無税に引き下げると発表した。この発表を踏まえ、エンジン、エンジン部品等21品目の関税率が無税となった。タバコについては、輸入タバコの小売価格が上昇する見通しとなったため、昭和55年11月の日米間のタバコ輸入問題に関する合意を踏まえて、56年度から関税率を大幅に引き下げる事となった（紙巻タバコの場合、90%から35%への引下げ）。

昭和57年度には、ECとの貿易摩擦のなかで、わが国の市場の閉鎖性の象徴とされていたウイスキーの関税が、平均10.4%引き下げられた。昭和55年秋からわが国の半導体の対米輸出が激増したため、56年1月に日米賢人会議レポートで、半導体関税の相互前倒し引下げの促進が提言され、5月の総理訪米の際に、わが国は前倒し引下げに同意した。9月末に、IC等4品目の関税率を日米双方が東京ラウンド合意の最終譲許税率まで一挙に引き下げる事について合意に達し、57年度から実施された。